平成２５監査年度

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目　　次

第１　監査の実施状況‥‥‥

【指導事項】工事の監督業務が適切に行われなかったため、設計及び契約の変更手続がなされなかったもの
（合規性） ····· 8

【指導事項】履行確認前に支払の手続を行っていたもの
（合規性） ····· 9

【指導事項】物品の設置工事が完了しているにもかかわらず、完了届の提出を受けずに物品を使用していたもの
（合規性） ····· 9

イ　税外未収金の債権管理について····· 11

【指導事項】貸付金において、借用書を紛失したため貸付金回収事務に支障を来したもの
（合規性） ····· 12

【指導事項】貸付金に係る未収金の回収において、連帯保証人に催告等が行われていなかったもの
（合規性） ····· 12

ウ　宿日直代務員（非常勤嘱託員）について····· 14

エ　県立学校の私費会計について····· 17

(2)　収　入····· 20

【指導事項】県税の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの
（合規性） ····· 20

【指導事項】鉄くず等の売却において、買受人から代金の納付を受ける前に物品を引渡していたもの
（合規性） ····· 20

(3)　支　出····· 21

【指摘事項・指導事項】物件の移設工事において、消費税等相当額を含めて過大に補償していたもの
（合規性）····· 21

【指導事項】予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの
（合規性）····· 21

【指導事項】委託業務契約の締結の前に業務が行われていたもの
（合規性）····· 22

【指導事項】県費で支出すべきでない経費を誤って支出していたもの
（合規性・経済性）····· 23

【指導事項】執行伺を作成せずに、補助金の交付手続を行っていたもの
（合規性）····· 23

【指導事項】プールの塗装工事請負契約において、工事設計金額に誤りがあったもの
（合規性）・・・

(6)　委　託 …… 36

【指導事項】危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託において、県が行うべきこととされている事務を行っていなかったもの
（合規性）…… 36

(7)　事　故 …… 37

【指摘事項】学校演習林での実習中に見学に来ていた保護者が倒木の下敷きになって死亡したもの
（合規性）…… 37

(8)　その他 …… 38

【指摘事項】義務教育費国庫負担金について、過大に交付を受けていたもの
（合規性）…… 38

第３　監査意見 …… 39

１　支出に関する事務について、適正な執行を求めるもの
（合規性・経済性）…… 39

２　支給されている諸手当について、適切な事後確認の手続を求めるもの
（合規性）…… 39

３　税外未収金の解消に向けて一層の取組を求めるもの
（合規性・効率性）…… 40

４　毒物及び劇物について、適正な保管・管理を求めるもの
（合規性）…… 41

５　宿日直代務員について、採用方法の再検討を求めるもの
（経済性・効率性）…… 41

６　新公会計制度に基づく正確な開始貸借対照表の作成を求めるもの
（合規性・有効性）…… 42

７　県立学校の私費会計について、会計処理基準の適正な運用を求めるもの
（合規性）…… 43

定期監査の結果に関する報告

第１　監査の実施状況

１　基本方針

監査の実施に当たっては、本県における事務事業の執行全般について、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

また、包括外部監査の結果等にも留意して監査を実施した。

(1)･合規性･･････（ルールを守っているか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

(2)･経済性･･････（ムダな経費をかけていないか）

事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3)･効率性･･････（より成果のあがる方法はないか）

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4)･有効性･･････（目的にかなっているか）

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

２　監査対象機関

平成 25 監査年度の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	167	・　愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 ・　愛知県財務規則第2条第2号に定める警察本部の会計事務を担当する課及び同規則第4条第6項に定める知事が指定する職にある者の所属の課(警察本部の課) ・　愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 ・　愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	335	・　愛知県財務規則第2条第4号に定める知事が指定する「かい」※ ・　愛知県企業庁組織規程第12条第1項に定める出先機関 ・　愛知県病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項に定める病院等
計	502	

※かい　県が設置している地方機関等で、歳入・歳出予算を執行することができるもの。県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、県立学校、警察署などを指す。

部局名	対象機関数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
知事政策局	4	1	5	4	1	5	4	1	5
総務部	9	15	24	9	7	16	9	15	24
地域振興部	6	－	6	6	－	6	6	－	6
県民生活部	7	3	10	7	1	8	7	3	10
防災局	3	1	4	3	－	3	3	1	4
環境部	6	1	7	6	1	7	6	1	7
健康福祉部	11	31	42	11	11	22	11	31	42
産業労働部	9	14	23	9	6	15	9	14	23
農林水産部	12	18	30	12	10	22	12	18	30
建設部	17	11	28	17	11	28	17	11	28
会計局	3	－	3	3	－	3	3	－	3
企業庁	7	7	14	7	3	10	7	7	14
病院事業庁	2	5	7	2	3	5	2	5	7
議会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
教育委員会	10	180	190	10	21	31	10	180	190
警察本部	56	48	104	56	16	72	56	48	104
選挙管理委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
監査委員事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
人事委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
労働委員会事務局	1	－	1	1	－	1	1	－	1
計	167	335	502	167	91	258	167	335	502

３　監査実施方法

監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

また、必要に応じて、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を行った。さらに、総合教育センターの監査に当たっては、監査法人に監査の基礎となる事項の調査を委託した。

なお、愛知県監査委員西川洋二は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、環境部及びその地方機関に係る監査に加わらなかった。

４　監査対象事務

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、主として、平成 24 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般を対象に定期監査を執行した。

５　重点項目

次の事項について、重点的に監査を実施した。

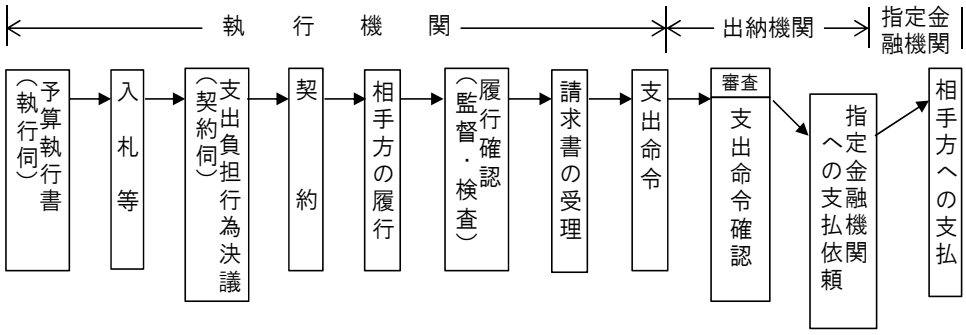
(1)　契約の履行確認と支出命令について（全庁）

予算の執行から相手方への支払までの契約に係る会計事務の流れにおいて、履行確認は、契約どおり業務がなされたかどうか、また、支出命令及び支出命令確認は、支出に当たり正当債権者からの請求かどうか、債務が確定しているかどうか等を確認する重要な会計手続である。

このため、支出に関する事務の一層の適正化を図る観点から、履行確認、請求書の受理、支出命令及び支出命令確認の事務処理について、監査を実施した。

＜参考＞

契約に係る会計事務の基本的な流れ



(2)　税外未収金の債権管理について（全庁）

法令の規定あるいは契約に基づき県が有する金銭債権のうち、税外未収金は、一般会計、特別会計、公営企業会計の合計で平成 24 年度末時点で 66 億円余に上っており、その解消が課題となっている。本県では、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の項目の一つとして「税外債権の徴収強化」を掲げるなど、税外未収金の回収に向けて取り組んでいるところであるが、これまでも平成 23 監査年度及び平成 24 監査年度の定期監査において、注意改善を必要とする事例が見受けられた。

このため、税外未収金の実態を把握するとともに問題点を検証する観点から、税外未収金の債権管理について、監査を実施した。

(3)　宿日直代務員（非常勤嘱託員）について

（総務部、防災局、健康福祉部、農林水産部、建設部）

保健所、建設事務所等においては、緊急時の連絡、庁舎管理、文書（郵便物）収受などに従事する非常勤嘱託員として、宿日直代務員が配置されている。

宿日直代務員は、比較的高齢の者が多いが、年齢制限は特に設けておらず、雇用を長期にわたり更新しているものが見受けられる。

このため、雇用期間の更新を重ねることが雇用の機会の公平性を失することとなっていないかなどの観点から、宿日直代務員の年齢や勤務年数、業務の実態について調査し、検証した。

(4) 県立学校の私費会計について（教育委員会）

県立学校においては、ＰＴＡ会費等の私費会計を取り扱っており、学校の教育活動等に付随することから、職員が会計管理を行っているが、私費会計を扱う立場を悪用した不祥事（平成23年半田高等学校、平成24年高浜高等学校）が発覚している。

教育委員会では、私費会計の管理について会計処理基準を定め、運用に関する支援を行うとともに、検査・指導を行っているが、会計処理基準が遵守されているかどうか、また、チェック機能が有効に働いているかなどについて調査し、検証した。

また、私費会計と県費の区分が適切になされているかについても、併せて検証した。

６　監査実施時期

平成24年11月1日から平成25年8月1日まで

第2　監査の結果

1　概況

注意改善を必要とする事項が、次のとおり 37 件見受けられた。

なお、注意改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○　指摘事項

- 法令等に違反すると認められるもの
- 故意又は過失による事故等で、県に損害が生じていると認められるもの
- 経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要すると認められるもの
- その他改善を求める必要があると認められるもの

○　指導事項

指摘事項に該当する場合で、その程度が軽微なもの

○　検討事項

その他問題点又は疑問点がある場合で、改善に向けて検討を指示する必要があると認められるもの

(1) 分野別

（単位：件）

区　　分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
重　点　項　目	0	5	0	5
収　　入	0	3	0	3
支　　出	1	7	0	8
人件費・旅費	0	8	0	8
財産・物品	2	7	1	10
委　　託	0	1	0	1
工　　事	0	0	0	0
補　助　金	0	0	0	0
事　　故	1	0	0	1
事　務　事　業	0	0	0	0
そ　の　他	1	0	0	1
計	5	31	1	37

(2) 部局別

（単位：件）

区　　分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知事政策局	0	0	0	0
総務部	0	5	0	5
地域振興部	0	0	0	0
県民生活部	0	0	0	0
防災局	1	1	0	2
環境部	0	0	0	0
健康福祉部	0	5	0	5
産業労働部	0	1	0	1
農林水産部	0	4	0	4
建設部	1	2	0	3
会計局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	1	0	1
議会事務局	0	0	0	0
教育委員会	3	10	1	14
警察本部	0	2	0	2
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0
計	5	31	1	37

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果の報告に添えて監査意見を付した（**第３　監査意見**に記載）。

2　監査結果

注意改善を必要とする事項の内容は、次のとおりである。

なお、それぞれの事項に、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

(1)　重点項目

ア　契約の履行確認と支出命令について

工事請負契約、委託契約等を行った機関を対象に監査を実施した。

区　　分	監査実施機関数	対象とした契約の数	うち関係人調査実施数
本　　庁	20 部局　154 機関	154	0
地方機関	13 部局　335 機関	1,101	4
計	20 部局　489 機関	1,255	4

監査の結果、注意改善を必要とする事項が次のとおり見受けられた。

なお、関係人調査の結果、問題となるような事項は特に見受けられなかった。

【指導事項】工事の監督業務が適切に行われなかったため、設計及び契約の変更手続がなされなかったもの（合規性）

該当機関　健康対策課

あいち健康の森健康科学総合センターの消防設備・監視盤取替工事において、設置された発信機や非常電話子機など取替機器の数量と設計上の数量が相違していた。

現場の状況により、設計の内容を変更する必要があれば、県と請負事業者とが協議の上、設計及び契約の変更を行う必要があるが、監督職員が設計変更を必要とする施工内容であると認識しなかったため、設計及び契約の変更手続が行われていなかった。

また、検査職員は、履行確認に当たって、設計書と完了届の機器数量を突合しなかったため、数量の相違を見過ごしていた。

なお、設計上算定した数量は、実際に取り替えた数量と相違し、設計金額が過小となっていた。

・ 契　　約　　金　　額：47,565,000 円（税込）
・ 実態に基づく設計金額：53,253,345 円（税込）
・ 当初の誤った設計金額：52,500,000 円（税込）
・ 設 計 金 額 の 差：　753,345 円（税込）

【指導事項】履行確認前に支払の手続を行っていたもの（合規性）

該当機関　水産試験場

水産試験場では、干潟（ひがた）・浅場（あさば）造成材適性実証事業における底質及び底生生物分析業務委託において、平成 24 年 3 月 23 日に事業者から完了報告書の提出を受け、同日、完了検査を実施していたにもかかわらず、完了検査日より前の 3 月 21 日に請求書の提出を受け、同日、支出命令及び支出命令確認を行っていた。

・ 契　　約　　金　　額：1,482,075 円（税込）
・ 契 約 年 月 日：平成 23 年 6 月 8 日
・ 契　　約　　期　　間：平成 23 年 6 月 9 日～平成 24 年 3 月 23 日
・ 完 了 報 告 年 月 日：平成 24 年 3 月 23 日
・ 履行確認（検査）年月日：平成 24 年 3 月 23 日
・ 請求書受理年月日：平成 24 年 3 月 21 日
・ 支 出 命 令 年 月 日：平成 24 年 3 月 21 日
・ 支出命令確認年月日：平成 24 年 3 月 21 日

【指導事項】物品の設置工事が完了しているにもかかわらず、完了届の提出を受けずに物品を使用していたもの（合規性）

該当機関　知多警察署

知多警察署では、防犯カメラ設置工事において、「工事が完了した場合は直ちに完了届を提出し、14 日以内に検査及び引渡しを受け、合格したとき

はその日に引渡しを完了するものとする。」とした請書を事業者から提出させていたにもかかわらず、工事完了後、1月以上にわたり事業者から完了届の提出を受けず、また、検査を行わないまま防犯カメラを使用していた。

・ 工　　期：平成24年1月25日～平成24年1月31日
・ 完了年月日：平成24年1月30日
・ 完了届提出日：平成24年3月7日

また、指摘事項等には該当しないが、次のような事例があったため、事務局において改善を指導した。

○　履行確認

・　道路承認工事において、設置された防護柵の延長が設計書と相違していた。
・　防犯灯設置工事において、検査職員ではなく監督職員が工事の完了検査を行っていた。
・　清掃業務委託において、契約書では大会議室の清掃を週1回実施することとされていたが、業務実績報告書に記載がなかった。
・　草刈及び樹木刈込業務委託において、契約書に提出物として明記された写真の一部が提出されていなかった。
・　ＬＡＮ配線追加工事において、工事箇所を示す図面が契約書に添付されていなかった。
・　空調設備機器保守点検業務委託において、受託事業者から提出された点検結果報告書の様式が、契約書の仕様書で定められたものと異なっていた。
・　プールろ過器点検業務委託において、受託事業者から提出された点検結果報告書の点検項目が契約書と一致していなかった。

○　請求書の受理

・　正当債権者からの請求であることを確認するために必要な法人の代表者印が押印されていない請求書を受理し、相手方へ支出していた。

○　支出命令及び支出命令確認

・　産業廃棄物収集運搬業務委託において、請求書に検査職員による履行証明の記載がないまま支出命令及び支出命令確認を行っていた。

（**第３　監査意見**「１　支出に関する事務について、適正な執行を求めるもの」参照）

イ　税外未収金の債権管理について

平成 23 年度末時点で税外未収金を所管する機関を対象に監査を実施した。

区　　分	監査実施機関数
本　　庁	12 部局 23 機関
地方機関	5 部局 56 機関
計	12 部局 79 機関

平成 24 年度末における税外未収金は、前年度より 1 億 8,969 万円余（約 2.8%）減少したが、依然として多額となっている。金額の多いものを順に挙げると、平成 23 年度末では、中小企業近代化資金特別会計の高度化事業貸付金収入、一般会計の放置違反金、県営住宅管理事業特別会計の住宅使用料、平成 24 年度末では、中小企業近代化資金特別会計の高度化事業貸付金収入、県営住宅管理事業特別会計の住宅使用料、一般会計の放置違反金となっている。

（単位：円）

会　　計	23 年度（a）	24 年度（b）	増減（b－a）
一般会計	2,586,434,183	2,336,022,337	Δ250,411,846
特別会計	4,134,727,507	4,203,303,060	68,575,553
公営企業会計	137,014,635	129,156,264	Δ7,858,371
計	6,858,176,325	6,668,481,661	Δ189,694,664

監査の結果、注意改善を必要とする事項が次のとおり見受けられた。

【指導事項】貸付金において、借用書を紛失したため貸付金回収事務に支障を来したもの（合規性）

該当機関　尾張福祉相談センター

高齢者住宅整備資金貸付金については、借受人の生活困窮や死亡等により、平成 23 年度末では県全体で 66 人、53,651,556 円が収入未済となっている。

このうち尾張福祉相談センターでは、関係書類の管理が適正になされなかったことから借用書を紛失し、連帯保証人が不明になるなど、貸付金回収事務に支障を来しているものがあった。

- 貸付金回収に支障があった人数：10 人
- 収入未済額：3,674,490 円

＜参考＞

○　高齢者住宅整備資金貸付金
　高齢者住宅整備資金貸付金は、高齢者との同居のために住宅を新築、改築する者に対して、所要の資金を貸し付ける制度であり、平成 16 年度で廃止されているため、現在では貸付金の回収事務のみが行われている。

【指導事項】貸付金に係る未収金の回収において、連帯保証人に催告等が行われていなかったもの（合規性）

該当機関　海部福祉相談センター

健康福祉部では、母子寡婦福祉資金貸付金の返済について、未納償還金の回収を促進するため、「母子・寡婦福祉資金償還金未納者実態調査実施要領」を策定している。この要領においては、3 か月以上連続して滞納し、かつ当該年度内に一度も償還がなされていない場合には、保証人等に対して訪問等による償還指導を行うように定められている。

海部福祉相談センターでは、借受人本人に対しては定期的に納入指導を行っていたものの、連帯保証人に対しては行っていなかった。

- 該当人数：2 人
- 収入未済額：555,200 円

＜参考＞

○　母子寡婦福祉資金貸付金
　母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母又はその扶養している児童等に対して、事業開始資金や修学資金等を貸し付ける制度

また、指摘事項等には該当しないが、次のような事例があったため、事務局において改善を指導した。

○　回収の取組

・　児童措置費負担金について、健康福祉部が策定した「児童措置費等費用徴収額未納者納入促進実施要領」では、年２回（7 月・12 月）の促進期間を設定し、未納者に対する訪問調査を行うよう定めているにもかかわらず、一部の機関では組織的に取り組んでいなかった。

・　県立高校の授業料について、督促状は送付しているものの、電話や訪問による納入指導が行われていなかった。

・　県立病院の過年度医業未収金について、1 年前後にわたり督促等が行われていなかった。

○　債権の保全

・　高齢者住宅整備資金貸付金の借用書を紛失していたものがあったが、借受人が債務を承認し返済を継続しているなど、貸付金回収事務に支障を来すには至っていなかった。

・　高齢者住宅整備資金貸付金に係る書類の保存年限は、貸付金が完済され貸付事務が完結してから 10 年となっているが、貸付金完済後 10 年を経過していないにもかかわらず、関係書類を破棄していた。

○　時効の管理

・　消滅時効の起算日を督促状を発送した日の翌日とし、民法の規定する到達主義と異なる取扱いを行っていた。

・　河川敷地の土地使用料について、県側では消滅時効となる前に債務承認があったと認識しているのに対し、債務承認文書を徴取していないため、債務者が消滅時効を主張している。

・　違法駐車車両移動料・保管料について、滞納者に面会し納入を指導しているものの、債務承認文書の徴取が行われていなかった。

（**第３　監査意見**「３　税外未収金の解消に向けて一層の取組を求めるもの」参照）

ウ　宿日直代務員（非常勤嘱託員）について

宿日直代務員について、次のとおり確認した。

(ｱ)　配置状況

・　次表のとおり 5 部局 43 箇所で宿日直代務員 128 人を配置している。

（単位：箇所、人）

部　局	総務部	防災局	健康福祉部	農林水産部	建設部	計
配置箇所数	4	1	23	4	11	43
配 置 人 数	12	4	70	9	33	128

・　配置人員は、各地方機関 2～4 人で、交代制勤務により、閉庁時間中に常に 1 人が勤務する体制をとっている。

・　宿日直代務員を配置する根拠として、各部局で「宿日直代務員設置要綱」を制定し、任免、勤務時間、報酬額、服務、業務内容などを定めており、おおむね次のような勤務条件となっている。

区　分	勤務時間	報酬額（日額）
平日(宿直)	17:30　～　翌 8:55	7,940 円　～　8,300 円
土・日・祝日(宿日直)	8:55　～　翌 8:55	11,900 円　～12,390 円

(ｲ)　業務内容

・　宿日直代務員の業務としては、共通のものとして、文書の収受、庁舎等の管理保全（所内巡回、鍵の管理、火災・盗難等予防）を行っている。庁舎管理については、宿直の場合 3、4 回程度、宿日直の場合 6、7 回程度、所内の巡回を行っている。

・　また、宿日直代務員は、次のような電話対応や緊急時・非常時の職員への連絡などを行っている。

部　局	地方機関	業務内容
総務部	新城設楽振興事務所 県民センター 豊田加茂県税事務所	非常配備時の職員への連絡
防災局	消防学校 ※	非常時連絡
健　康 福祉部	保健所	精神・感染症・防災関係に関する問合せなどについて職員へ緊急連絡
	福祉相談センター 児童相談センター	虐待に関する通報などについて職員へ緊急連絡
	女性相談センター	警察からの一時保護などについての通報を職員へ連絡
	動物保護管理センター	動物の保護等に関する電話対応
農　林 水産部	新城設楽農林水産事務所	非常時連絡
	水産試験場	機器の異常発生時における連絡
建設部	建設事務所 港務所	街路灯や道路の損壊、災害情報に関する電話対応

※ 消防学校の宿日直代務員は、土・日・祝日の宿日直のみである。

・　職員へ緊急時・非常時の連絡を行った回数については、平成 24 年度 1 年間の 1 地方機関当たりの回数を部局ごとに平均すると､次のとおりとなった。職員への連絡回数が多いのは、保健所、福祉相談センター、建設事務所などである。

（単位：回）

部　　局	職員への連絡回数の平均（年間）
総　務　部	34.0
防　災　局	1.0
健康福祉部	74.0
農林水産部	5.3
建　設　部	62.5
計	59.2

(ｳ)　採用方法

・　宿日直代務員の採用については、各部局において定める「宿日直代務員設

置要綱」に基づき行っている。

・　宿日直代務員の雇用期間は会計年度の範囲内であるが、翌年度に採用を更新することができ、新規採用が必要な場合にのみ、公募を行っている例が多い。宿日直代務員の年齢の上限は、定められていない。

・　宿日直代務員の任免は、部局の長が行うことになっているが、募集・選考方法について特段の定めはない。

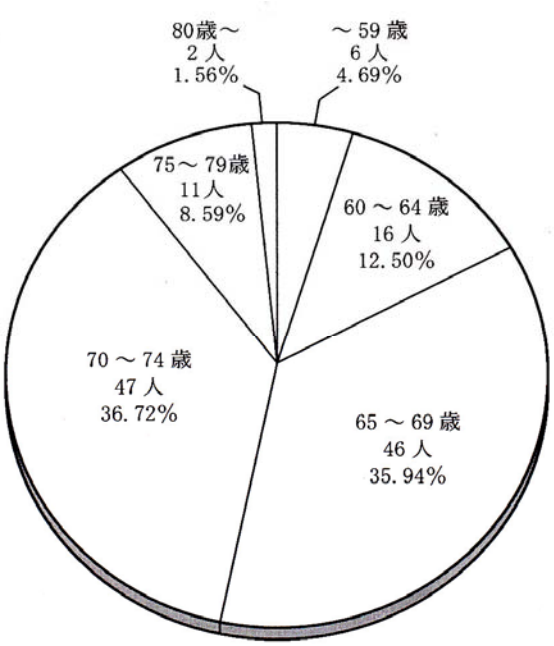
実際の手続としては、地方機関の長は、更新・新規いずれの場合も、候補者を部局長に推薦（内申）し、本庁において、採用の手続を行っている。候補者の推薦に当たって、更新の場合は希望の聴取や健康状態・勤務状況の確認を行い、新規募集者の場合は面接、健康診断などの方法による選考を行っている。

・　平成 24 年度における宿日直代務員の年齢構成及び勤務年数の実態は、次のとおりである。

本人の希望を重視して更新を続けた結果、高齢となっている事例も見受けられる。

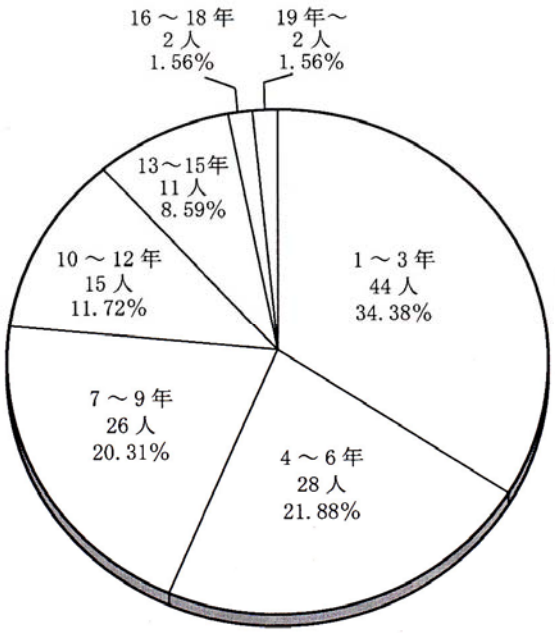
〈年齢別人数〉

（平成 24 年 4 月 1 日現在）



〈勤務年数別人数〉

（1 年未満切上げ）



(ｴ)　今後の配置計画

・　今後も、現在の体制を維持していこうという所属が大半であり、部局においても、現時点で、宿日直代務員についての見直しの計画はない。

（**第３　監査意見**「５　宿日直代務員について、採用方法の再検討を求めるもの」参照）

エ　県立学校の私費会計について

県立学校の私費会計について、次のとおり確認した。

(ｱ)　会計処理基準

・　教育委員会においては、県立学校の私費会計の適正な会計処理を行うため、「私費会計の会計処理基準」を定めるとともに、質疑応答集等を作成している。

項目	制定日	主な内容
私費会計の会計処理基準	平成 2年3月 19日 最終改正 平成25年3月 21日	県立学校の私費会計(学校徴収金及び団体徴収金)の適正な会計処理を図るため必要な事項を定めたもの
私費会計の会計処理基準質疑応答集	平成 2年11月 14日 最終改正 平成25年3月 21日	会計処理基準に関する質疑への応答集 運営協議会、会計の種類等について記載
私費会計事務のチェックポイント	平成24年3月 21日	私費会計事務の点検を行うにあたってのポイントを示したもの 収入関係、支出関係等について記載
私費会計の不祥事を防止するための事例集	平成24年3月 21日	過去の不祥事の事例（4事例）とその問題点、不祥事防止のためのポイントを記載した事例集

・　「私費会計の会計処理基準」は、不祥事防止を目的として改正が行われており、主な改正点は次のとおりである。

a　校長が支払の根拠となる書類を確認の上、払出伝票に押印（会計処理基準 13-1）

b　支払担当者以外の者による支払内容の事後確認（会計処理基準 13-6）

c　会計帳簿を事務長が四半期ごとに点検し、校長へ報告（会計処理基準 18-3）

・　このほか、平成25年度から、「私費会計の会計処理基準」に「公費・私費の区分基準」を追加し、経費区分の明確化を図っている。

・　平成 25 年 6 月 24 日県立学校 3 校を訪問し、会計処理基準の遵守について実地に確認したところ、次のとおり、会計処理基準改正の趣旨を理解し、遵守していると認められた。

a　各校とも、改正点について適正に処理していた。

b　各校とも、通帳は事務長が、印鑑は校長がそれぞれ保管管理していた。

c　各校とも、現金出納簿等の会計帳簿を備え付け、適正に記帳していた。

(ｲ)　不祥事発生防止策

・　教育委員会は、校長会議、事務長会議等で会計処理基準の改正内容の周知と不祥事防止対策の要請を行っている。

平成 24 年度11 回実施

平成 25 年度 7 回実施（4 月～6 月）

・　また、教育委員会は、毎年、すべての県立学校に対して私費会計の検査を行い、各校の私費会計の処理について点検・指導を行っている。検査の結果をみると、相当数のミスや手続違反が報告されており、チェック機能が有効に働いているものと認められる。

(ｳ)　事務の位置付け

・　教育委員会は、校長始め職員がＰＴＡ会計などの私費会計を処理することを「校務」として位置付けている。校務に該当する事務であるかどうかについては、責任者である校長が、教育活動を遂行するために必要とされる仕事であるかどうかの判断をしなければならない。このため、会計処理基準では、会計年度ごとにＰＴＡ等からの委任が必要であると定められている。

・　平成 25 年 6 月 24 日に県立学校 3 校を訪問し、委任状を確認したところ、各校とも委任状は作成されているが、当該委任状は、事務長、校長など、校内の関係者の間で起案し決裁されており、ＰＴＡ会長など学校外の関係者は委任状作成に関与していなかった。

(ｴ)　使途の区分

・　平成 24 年度の教育委員会の検査においては、県費で対応すべき支出をしていたものが報告されている。また、平成 25 年 6 月 24 日の調査においても同様に、平成 24 年度の私費会計支出の中に、県費で支出すべきであったも

のが見受けられた。

なお、平成 25 年度からは、会計処理基準の改正により県費支出と私費会計支出との経費区分の明確化が図られている。

［県費で対応すべきであった支出の例］

樹木の剪定、正門扉の修理、体育館塗装、生徒用ロッカー・椅子の購入、駐車場整備等

（**第３　監査意見**「７　県立学校の私費会計について、会計処理基準の適正な運用を求めるもの」参照）

(2) 収　入

【指導事項】県税の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの（合規性）

該当機関　名古屋東部県税事務所、西尾張県税事務所

次の県税事務所においては、収納窓口で収納した1日分の現金の合計額が、領収書控（納付書原符及び領収済通知書）を上回ったが、納入者及び税目を特定することができなかったことから、納入者不明収納金として雑入で受け入れていた。

（単位：円）

該当機関	発生日	金　額
名古屋東部県税事務所	平成24年6月1日	10,000
	平成24年6月4日	1,300
西尾張県税事務所	平成24年5月7日	10,000

【指導事項】鉄くず等の売却において、買受人から代金の納付を受ける前に物品を引渡していたもの（合規性）

該当機関　豊川工業高等学校

不用品である鉄くず等を売却する場合には、単価契約である場合を除き、その引渡しの時までに売却代金を完納させなければならないが、豊川工業高等学校では、売却代金の納付を受ける前に引渡しを行っていた。

- 引渡し年月日：平成24年8月10日
- 売却代金納付日：平成24年8月24日
- 売　却　代　金：34,608円

＜参考＞

○　愛知県財務規則

第138条　財産の売払代金は、法令に特別の定めがある場合のほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに完納させなければならない。ただし、官公署との契約又は生産品若しくは知事が別に定める消耗品の売却については、この限りでない。

○　愛知県財務規則の施行について（依命通達）

5　規則第138条に規定する「知事が別に定める消耗品」は、別表第4の消耗品の区分中「不用品類」に該当するもので単価により契約する必要があるものとする。

(3) 支　出

【指摘事項・指導事項】物件の移設工事において、消費税等相当額を含めて過大に補償していたもの（合規性）

該当機関　西三河建設事務所、西三河農林水産事務所

移設補償費への消費税等相当分算入の要否については、国、地方公共団体等で構成する協議会が定めた「公共事業の施行に伴う損失補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」に基づき、移設補償を行う相手方の税務関連書類を収集し課税売上高や課税売上割合を調査した上で、個別に判断することとされている。

しかし、次の機関においては、その一連の手続を行わなかったため、消費税等相当額を移設補償費に算入する必要のない事業者に対して、消費税等相当額を含めて補償していた。

（単位：円）

区分	該当機関	補償の対象	補償の相手方	過大に補償した消費税等相当額
指摘事項	西三河建設事務所	愛知県企業庁が所管する中島水管橋の移設工事費（平成22・23年度）	愛知県企業庁、同西三河水道事務所	8,990,688 ※
指導事項	西三河農林水産事務所	ケーブル移設工事費（平成23年度）	ケーブルテレビ事業者	30,000

※　内訳は、平成22年度2,279,160円、平成23年度6,711,528円

【指導事項】予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの（合規性）

該当機関　師勝保健所

師勝保健所では、自家用電気工作物の保安管理業務を委託するに当たり、執行伺で120,000円（税込）を予定価格としていたが、予定価格を超えた123,480円で契約を行っていた。

・　予 定 価 格：120,000 円（税込）

・　見積書の金額：117,600 円（税抜）

・　契 約 金 額：123,480 円（117,600 円×1.05）

＜参考＞

○ 地方自治法
（契約の締結）
第 234 条　1 及び 2　略
3　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。
4 以下　略

○ 愛知県財務規則
（予算執行書）
第 21 条　本庁各課の長は、予算を伴う事業執行（以下本条において「事業執行」という。）にあたつては、あらかじめ、予算執行書（様式第 12）を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）
第 21 条関係（予算執行書）
1　略
2　かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

【指導事項】委託業務契約の締結の前に業務が行われていたもの（合規性）

該当機関　産業労働政策課

産業労働政策課では、産業貿易館西館のごみ収集運搬業務を長期継続契約により委託していたが、その委託事業者が一般廃棄物の収集・運搬業の許可を取り消されたことから、平成 23 年 8 月 1 日に契約を解除し、その後、8 月 8 日に新たな事業者と業務委託契約を締結した。

契約に係る仕様書に基づき事業者から提出されたごみ収集実績報告書を確認したところ、契約締結日より前の 8 月 4 日からごみ収集業務が行われていた。

・　契約期間：平成 23 年 8 月 8 日～平成 25 年 3 月 31 日

・　契約金額：693,000 円（税込）　　（月額　34,650 円）

・　契約内容：可燃物及び不燃物の収集　週5回（月～金）
その他のごみ　週3回（月、水、金）

【指導事項】県費で支出すべきでない経費を誤って支出していたもの
（合規性・経済性）

該当機関　農林政策課

県と関係団体が主催した行事において、三つの部門で功績のあった農業団体を表彰することとし、それぞれの部門で知事賞1団体、関係団体会長賞を2団体、合計9団体の表彰を行った。

農林政策課では、知事賞の表彰状を県費で支出する際、発注に当たって作成した受賞団体一覧に、関係団体会長賞分の6団体を誤って記載したことにより、6団体分に係る賞状筆耕料15,120円を県費で支出していた。

・　1枚当たりの筆耕料：2,520円（税込）
・　関係団体会長賞の賞状：6枚

【指導事項】執行伺を作成せずに、補助金の交付手続を行っていたもの
（合規性）

該当機関　新城設楽建設事務所

予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けなければならない。

新城設楽建設事務所では、市町村が行う道路改築等の事業に対して補助する市町村土木事業費補助金において、執行伺を作成しないまま、新城市始め4市町村に対して、交付決定の手続を行っていた。

（単位：件、円）

市　町　村　名	件　数	金　　額
新　城　市	1	5,670,000
設　楽　町	1	37,500,000
東　栄　町	1	18,550,000
豊　根　村	2	13,180,000
計	5	74,900,000

【指導事項】プールの塗装工事請負契約において、工事設計金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関　千種聾学校

千種聾学校では、プールの塗装工事請負契約の設計書を作成するに当たり、塗装面積の算出を誤ったことにより、設計金額において、25,481 円の過大積算となっていた。

- 塗装面積：（正）1,672.84 ㎡　（誤）1,683.35 ㎡　（差）10.51 ㎡
- 設計金額：（正）2,124,669 円　（誤）2,150,150 円　（差）25,481 円
- 契約金額：2,142,000 円（本来の設計金額との差　17,331 円）

【指導事項】特別支援教育就学奨励費が過支給となっていたもの（合規性）

該当機関　名古屋養護学校

特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者等に対し、経済的負担を軽減するために、給食費、学用品等就学に必要な経費に対し支給される特別支援教育就学奨励費は、その世帯の収入額と需要額の割合によって、Ⅰ段階からⅢ段階の支弁区分が決定される。

給食費の場合、支弁区分のⅠ段階では実費の全額、Ⅱ段階では実費の 2 分の 1 が支給されるが、Ⅲ段階では特別支援教育就学奨励費は支給されないこととなっている。

しかし、名古屋養護学校では、誤って需要額 0 円として算定してしまったことから、本来、支弁区分がⅡ段階であるにもかかわらず、Ⅰ段階で決定されたことにより、給食費に係る特別支援教育就学奨励費 17,360 円が過支給となっていた。

- 過支給額　17,360 円

  給食費の実費　34,720 円（7 か月分）

  （正）Ⅱ段階（実費の 1/2）　：17,360 円

  （誤）Ⅰ段階（実費の全額）　：34,720 円

＜参考＞

○　特別支援教育就学奨励費の支弁区分

支弁区分	対　　象
Ⅰ段階	「世帯収入額÷需要額※」が 1.50 倍未満の世帯、生活保護世帯等
Ⅱ段階	「世帯収入額÷需要額」が 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
Ⅲ段階	「世帯収入額÷需要額」が 2.50 倍以上の世帯

※　需要額は、生活保護法による保護の基準による、生活扶助基準（必要最低限の生活費）、教育扶助基準（義務教育に必要な学用品、給食費及び通学費）により算出された合計額

(4)　人件費・旅費

【指導事項】職員の通勤手当支給手続に誤りがあったもの（合規性）

該当機関　総務事務管理課

臨時的任用職員の通勤手当については、任期満了後に通勤手当額の従前のデータが引き継がれないようにするため、総務事務管理課において、通勤手当額のデータを「0 円」とアイシステムに入力する必要があるが、総務事務管理課ではその手続を失念していた。

このため、平成 24 年 4 月から 10 月まで、従前のデータに基づいた通勤手当額 45,360 円が支給されていた。なお、臨時的任用職員が通勤届を提出したのは、平成 24 年 9 月 13 日であった。

【指導事項】職員の手当に支給誤りがあったもの（合規性）

該当機関　新城設楽振興事務所、瀬戸保健所、知多農林水産事務所、名古屋給与事務所

職員の手当について、次のとおり支給誤りがあった。

支給誤りの内容としては、アイシステム等への入力を行わなかったことにより時間外勤務手当が支給不足となっていたものなどであった。

（単位:円）

該当機関	手当の種類	誤りの内容	過支給又は支給不足額
新城設楽振興事務所	時間外勤務手当	アイシステムへの入力漏れ	支給不足 11,463
瀬戸保健所	時間外勤務手当	アイシステムへの入力誤り	過支給 11,705
知多農林水産事務所	時間外勤務手当	アイシステムへの入力漏れ	支給不足 18,905
名古屋給与事務所	通勤手当	市町村立学校給与システムへの入力漏れ	過支給 21,600

＜参考＞

○　アイシステム
　職員が自らパソコンで入力し、直接総務事務センターへ送信して、各種手続を行うためのシステム。「総務事務システム」の通称。

○　市町村立学校給与システム
　市町村立学校の担当職員がパソコンで入力し、市町村立学校ネットワークを通じて、県の給与システムに送信することにより、所属職員の給与等の支給処理を行うシステム。

【指導事項】旅行命令の手続に誤りがあり、適切な旅費の支給を行っていなかったもの（合規性）

該当機関　名古屋南部県税事務所、蒲郡高等学校

職員が出張する場合には、アイシステムによる旅行命令申請が原則である。旅費が支給されない場合には、アイシステムを利用せず、簡易な旅行命令書によることができることとされているが、公用車を利用した出張で雑費が支給される場合や、自家用自動車使用又は自家用自動車同乗による出張の場合には、簡易な旅行命令書によることができない。

しかし、次の機関においては、アイシステムによる旅行命令申請が行われていなかった。

（単位:円）

該当機関	支給誤りの内容	支給不足額
名古屋南部県税事務所	「在勤地やその周辺市町村」以外へ公用車を利用して出張する場合には、旅費として旅行雑費（200円）が支給されるが、126件のアイシステムへの入力漏れがあった。	25,200
蒲郡高等学校	自家用自動車を使用して出張した場合には、その全行程につき旅費として車賃（１キロメートルにつき25円）が支給されるが、20件のアイシステムへの入力漏れがあった。 なお、自家用自動車同乗による出張についても、同乗者に係る2件のアイシステムへの入力漏れがあった。	7,775

＜参考＞

○　職員等の旅費に関する条例

（旅行命令等）
第4条　1～3　略
4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

（車賃）
第17条　車賃の額は、実費額による。ただし、県外旅行については、1キロメートルにつき37円とすることができる。
2　旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車を使用して旅行する場合には、車賃の額は、前項の規定にかかわらず、次に規定する額による。
一　1キロメートルにつき25円
3以下　略

（旅行雑費）
第20条　旅行雑費の額は、1日につき200円とする。
2　旅行雑費は、県内旅行については、在勤地及びその周辺の規則で定める市町村の存する地域における旅行以外の旅行のうち任命権者が知事と協議して定める旅行に限り、支給する。

○　職員等の旅費に関する条例の運用方針について
第4条（旅行命令等）関係
第4項
一　旅行命令書等は、条例に基づく旅費が支給されない場合（自家用自動車に同乗する場合等旅行命令権者の承認を必要とする事項がある場合を除く。）には、記載しないことができる。
　旅行命令書等を記載しない場合には、任命権者が定める様式に記載するものとする。
二以下　略

【指導事項】学校薬剤師に対する報酬の支払が遅延していたもの（合規性）

該当機関　豊橋西高等学校

豊橋西高等学校では、非常勤の学校薬剤師を委嘱しており、その報酬を本人口座へ振り込むためには、報酬等システムへ口座番号、名義人名等を登録しなければならないが、その処理を失念したため、平成24年7月支払分の報酬117,520円が本人口座に振り込まれなかった。

本人口座に振り込まれなかった7月支払分の報酬117,520円は、自動的に所属の資金前渡員口座に振り込まれていたが、資金前渡員による資金前渡員口座の残高確認も長期間行われていなかった。

このため、7月支払分の報酬が振り込まれていないことを認識したのは、平成24年12月となってしまい、報酬の支払いが約5か月間遅延した。

＜参考＞

○　学校薬剤師
　学校保健安全法第23条において、学校薬剤師を置くものとされ、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
　なお、学校薬剤師の報酬は7月、12月、3月の年3回支払われる。

○　報酬等システム
　所属担当者がパソコンで入力し、総務事務センターへ送信することにより、非常勤嘱託員等の任用・雇用処理及び報酬等の支給処理を行うシステム。

(5) 財産・物品

【指摘事項】消防学校長に権限が委任されていない行政財産の特別使用許可及び使用料の免除を行っていたもの（合規性）

該当機関　消防学校

行政財産の特別使用許可に関し、愛知県公有財産規則及び「愛知県公有財産規則の実施について（通知）」により、用排水路の設置に係る許可及び使用料の減免の権限は、かいの長に委任されていない。

しかし、消防学校においては、独立行政法人水資源機構から提出された用排水路の設置に伴う土地の使用許可申請について、消防保安課へ副申する必要があったにもかかわらず、消防学校長が許可を行うとともに使用料を免除していた。

＜参考＞

○　愛知県公有財産規則
（使用許可事務の委任）
第 27 条　かいの長が分掌する行政財産に係る次に掲げる使用許可に関する事務は、当該かいの長に委任する。
一　使用期間が 6 月未満の使用許可
二　使用目的が次のいずれかに該当する使用許可
イ　国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、防災対策、環境測定、気象観測等の事業のために使用する物件で知事が定めるものを設置すること。
ロ　当該かいの施設を利用する者のため、自動販売機、公衆電話所その他これらに類するもので知事が定めるものを設置すること。
以下　略

○　愛知県公有財産規則の実施について（通知）
第 27 条（使用許可事務の委任）関係
1　第 1 項第 2 号によりかいの長へ委任される事務は、小規模かつ軽易な使用に係るものであり、特別高圧電線の架空、用排水路の設置及び給排水管・ガス管等の埋設に係るものについては委任されないこと。
2　第 1 項第 2 号ロの規定に基づき委任された事務で使用料の減免等を伴う使用許可を行おうとする場合、かいの長は所管部局長に対して、当該減免等の適否及び割合等について事前協議を行うこと。

【指摘事項・指導事項】劇物について、保管・管理が適正に行われていなかったもの（合規性）

該当機関　愛知工業高等学校、鳴海高等学校

毒物及び劇物は、適正な保管・管理を怠ると盗難、誤用による健康被害の発生といった事態が懸念されることから、業務上取り扱う者には、毒物及び劇物取締法に基づき適正な保管、表示、廃棄等が義務付けられている。

また、毒物及び劇物の適正な管理について、文部省初等中等教育局高等学校課長からの通知を受け、平成10年8月21日付けで教育長から各県立学校長に、毒物及び劇物を取り扱う関係職員に対し適切な指導を行うよう通知がなされている。

しかし、次の機関においては、実験又は実習に使用する劇物について、保管・管理が適正に行われていなかった。

区分	該当機関	内　　容
指摘事項	愛知工業高等学校	・　水酸化ナトリウムやメチルアルコールについて、受払簿に払出しの記帳がなされていなかった。 ・　過酸化水素水が受払簿では廃棄となっていたが存在していた。 ・　塩化第一銅を廃棄したが、受払簿には塩化第二銅と記帳していた。 ・　硫酸や塩酸などを保管庫ではなく、常時、床において保管していた。
指導事項	鳴海高等学校	・　キシレン 1,240ｇ、ナトリウム435ｇが受払簿に記載されていなかった（いずれも容器の重量含む。）。

＜参考＞

○　毒物及び劇物取締法

（目的）
第1条　この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（毒物又は劇物の取扱）
第 11 条　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
2　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
3 以下　略

（業務上取扱者の届出等）
第 22 条　1～4　略
5　第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条の 2 並びに第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第 2 項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第 22 条第 5 項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替えるものとする。
6 以下　略

○　「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（平成 10 年 8 月 21 日付け 10 教高第 245 号愛知県教育委員会教育長通知）
1　専用保管庫の設置
　毒物、劇物等の危険物の保管庫は、金属製ロッカー等により専用とし、一般の薬品とは別の保管とすること。
2　保管庫の施錠
　盗難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については物品供用官が責任をもって管理すること。
3　保管庫及び容器への表示
　保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。
4　受払い記録の整備
　使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合して確認すること。
5　地震等の災害に対する対策
　毒物、劇物等の保管庫を床等に固定したり、保管庫の棚から毒物、劇物等の容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講じておくこと。
6　管理体制の充実
　毒物、劇物等の取扱要領等の学内規程の整備、管理責任者の指定等を行うなど取扱方法及び責任の所在の明確化を図ること等により、その管理の適正を期するよう努めること。
7　廃棄処理
　長期間保管されている毒物、劇物等で今後も使用の見込みがないものについては、速やかに廃棄することとし、廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令において、廃棄等の基準を定めているところであるので、これにより行うこと。

【指導事項】物品の廃棄に当たり、必要な手続を行っていなかったもの
（合規性）

該当機関　尾張建設事務所、半田東高等学校

物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないものであり、適正に管理することが求められている。

愛知県財務規則では、所属において管理換えすることができない物品又は使用することができない物品が生じたときは、不用決定の手続を行った後、売払いや廃棄処分をすることとされている。

しかし、尾張建設事務所では、平成 20 年 3 月に廃止された旧都市公園出張所に存在していた 51 件の物品を平成 22 年 10 月に廃棄していたにもかかわらず、平成 25 年 2 月に至るまで不用決定の手続を行っていなかった。また、この不用決定の手続を行った際、誤って使用可能な物品 3 件を不用決定していた。

一方、半田東高等学校では、不用決定の手続を行わずに物品を廃棄していた。

○ 不用決定の手続をせずに廃棄した物品　（単位：件、円）

該当機関	物　品	数量	取得金額
尾張建設事務所	電気掃除機、無線送受信機、テレビ、パーソナルコンピューター等	51	4,089,472
半田東高等学校	パーソナルコンピューター一式	1	1,745,205

○ 誤って不用決定した物品　（単位：件、円）

該当機関	物　品	数量	取得金額
尾張建設事務所	書籍戸棚	3	179,400

＜参考＞

○　愛知県財務規則
（物品の管理）
第 101 条　物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
2　略

（不用の決定等）
第 119 条　収支等命令者は、管理換えすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならない。
2　収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適当であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。
3 以下　略

【指導事項】物品の所在が確認できなかったもの（合規性）

該当機関　南陽高等学校、国府高等学校

物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないものであり、適正に管理することが求められている。

愛知県財務規則では、物品出納職員は、毎年度 1 回以上物品と帳簿を対照のうえ点検し、その旨帳簿の余白に記載し、押印しなければならないこととされているが、次の機関においては、帳簿の点検表に点検済の押印がなされていたにもかかわらず、物品の所在が確認できなかった。

（単位：件、円）

該当機関	物　　品	数量	取得年月日	取得金額
南陽高等学校	ズームレンズ	1	昭和 52 年 1 月 12 日	80,000
国府高等学校	レコードプレーヤー	1	昭和 55 年 11 月 8 日	32,000

＜参考＞

○　愛知県財務規則
（点検）
第 118 条　物品出納職員は、毎年度 1 回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品と帳簿と対照のうえ点検し、その旨帳簿の余白に記載し、押印しなければならない。

【指導事項】行政財産特別使用許可を行った電柱に許可していない広告看板が敷設されていたことを看過していたもの（合規性）

該当機関　一宮警察署

一宮警察署では、木曽川幹部交番敷地内において、行政財産特別使用許可により事業者に電柱 2 本の設置を許可していたが、うち 1 本の電柱に、平成 20 年 2 月から民間医院の広告看板が敷設されていた。

許可に際して、「電力供給線路支持物設置の用に供さなければならない。」及び「指定する用途以外に使用し、使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは現状を変更してはならない。」といった用途制限を付しているにもかかわらず、広告看板の存在を看過して、許可の更新を行っていた。

- 使用許可開始日：昭和 44 年 4 月 1 日
- 広告看板の敷設日：平成 20 年 2 月 17 日
- 現行使用許可期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

【指導事項】行政財産貸付において、事業者が実費負担すべき電気料金の一部を徴収していなかったもの（合規性）

該当機関　あいち小児保健医療総合センター

行政財産の貸付けを事業者に対して行う場合は、貸付料以外に事業者が使用する水道、電気等に係る実費について、事業者が負担することが通例である。

現在、電気料金には基本料・電力量料金だけでなく、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進付加金が加算されているため、事業者に対しては、それらを加算して電気料金を請求する必要がある。

しかし、あいち小児保健医療総合センターでは、食堂、売店等設置のため 5 件の行政財産貸付を行っているが、行政財産貸付契約では基本料・電力量料金のみを負担させることとしていたため、平成 24 年 4 月分から平成 25 年 3 月分までの間の再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進付加金分の電気料金、計 40,492 円を徴収していなかった。

○あいち小児保健医療総合センターの行政財産貸付に係る電気料金実費
（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

（単位：円）

区　分	電気料実費収入済額	再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金	合計額
食堂、売店等	2,004,182	40,492	2,044,674

【検討事項】自動販売機の設置のあり方について検討が必要であるもの
（経済性）

該当機関　豊川工業高等学校

学校内に民間事業者が自動販売機を設置する場合は、新たな自主財源の確保を図る面から、公募による貸付けが原則とされているが、施設内の食堂、売店等の運営が自動販売機と一体的な管理運営でないと採算が取れない場合においては、公募によらないことができるとされている。

豊川工業高等学校では、学校の卒業生の集まりである同窓会が売店を設置しているが、売店は採算性が低く自動販売機と一体の管理運営が必要として、公募によらず 4 台の自動販売機の設置を認めているところである。

しかし、県の自主財源の確保を図ることは重要であることから、売店及び自動販売機の設置に関しては、売店を含めた収支状況等に基づく採算性の確認を十分に行った上で、一部を公募貸付に切り替えるなど、そのあり方について検討されたい。

(6) 委　託

【指導事項】危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託において、県が行うべきこととされている事務を行っていなかったもの（合規性）

該当機関　消防保安課

消防保安課では、2万件を超える危険物取扱者免状及び消防設備士免状の作成等業務を一般財団法人消防試験研究センターに委託した。

この契約において、免状交付申請書に貼付されている証紙に消印する事務については、県が行う事務としていたが、実際には受託者に行わせていた。また、県が行う事務とされている受託者が作成した免状の内容確認も行っていなかった。

＜参考＞

○「愛知県危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託実施要領」（委託業務の範囲）

第5　委託業務の範囲は次のとおりとする。

(1)　法に規定する免状交付に係る事務のうち県が行う事務

交付者の決定（不交付事由該当者の確認）、手数料の確認及び証紙消印（手数料納付の確認及び交付申請書の確認）、免状作成結果の確認、知事印の押印、委託業務結果報告確認等、県に専属する事務

(2)　法に規定する免状交付に係る事務のうち受託者が行う事務

法に規定する危険物取扱者試験又は消防設備士試験（以下「試験」という。）合格者への免状作成・配布事務、写真書換えの事務、写真書換え以外の書換えの事務、再交付事務及びこれら事務に係る台帳の作成、保管等関係する一連の事務のうち第5(1)に規定する事務以外の事務

(7) 事　故

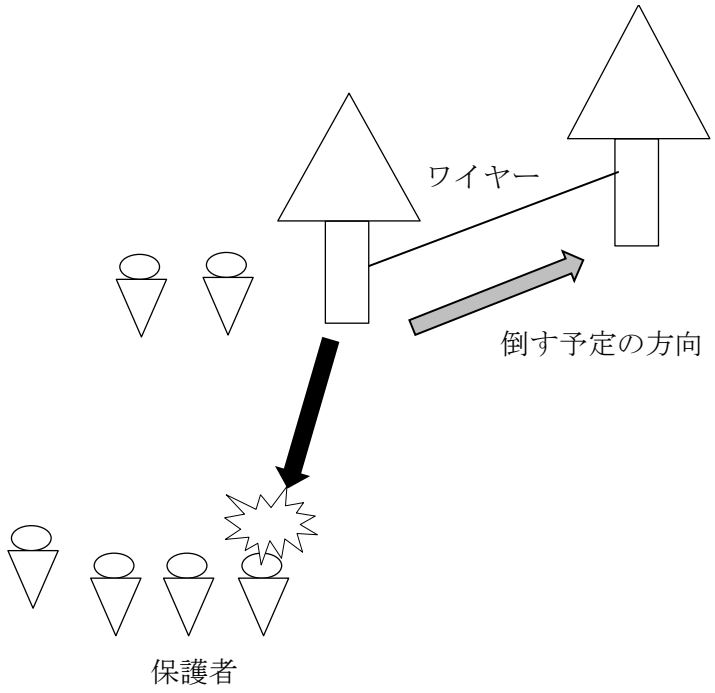
【指摘事項】学校演習林での実習中に見学に来ていた保護者が倒木の下敷きになって死亡したもの（合規性）

該当機関　田口高等学校

平成 24 年 11 月 15 日、田口高等学校鴨山演習林内（北設楽郡東栄町振草地内）において、3 年生の演習林実習 2 日目に、保護者を招いて伐倒作業の実習見学会を行っていた際、伐倒した木が想定外の方向に倒れたため、見学に来ていた保護者 1 名が逃げ遅れ、倒木の下敷きとなり、頭部損傷により死亡した。

学校の教育活動の中で起こった事故であり、県の賠償責任等審査会において、本事故については県に賠償責任があるとの審査結果が出されたため、損害賠償金額 35,644,828 円を支払った。

＜事故現場の状況＞



(8) その他

【指摘事項】義務教育費国庫負担金について、過大に交付を受けていたもの（合規性）

該当機関　財務施設課

会計検査院の実地検査及び文部科学省の調査により、義務教育費国庫負担金において、教員数によって決定される負担金の算定基礎定数の報告を誤り、国庫負担金の交付が過大になっていたことが判明したため、国に返還を行った。

○ 義務教育費国庫負担金の返還額　（単位：円）

年度	交付額	再算定後の額	差額（返還額）
平成 20 年度	87,043,357,134	87,029,533,736	13,823,398
平成 21 年度	84,403,361,135	84,383,972,791	19,388,344
平成 22 年度	82,272,859,485	82,270,730,545	2,128,940
平成 23 年度	81,803,436,748	81,799,248,983	4,187,765
計			39,528,447

○ 負担金の算定基礎定数　（単位：人）

年度	報告人数	修正後の人数	過大人数
平成 20 年度	37,765	37,759	6
平成 21 年度	38,216	38,207	9
平成 22 年度	38,369	38,368	1
平成 23 年度	38,786	38,784	2

第3　監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき付す監査意見は、次のとおりである。

1　支出に関する事務について、適正な執行を求めるもの（合規性・経済性）

該当機関　全庁

予算の執行から相手方への支払までの契約に係る会計事務の流れにおいて、履行確認は、契約どおり業務がなされたかどうか、また、支出命令及び支出命令確認は、債務が確定しているかどうか等を確認する重要な会計手続である。

しかしながら、平成25監査年度の定期監査において、工事監督業務が適切になされず設計変更の手続を行っていなかったもの、事業者から完了報告を受けて履行確認をする前に支払の手続を行っていたもの、さらに工事の完了検査を行わないまま設置された物件を使用していたものなど、履行確認の手続が適正に行われていない事例や履行確認の手続の形骸化を伺わせる事例が複数見受けられた。

ついては、契約の履行確認を適正に行うとともに、支出に関する事務に携わる収支等命令者、出納員等の職員がそれぞれの役割を自覚し、法令、愛知県財務規則等に沿った適正な事務処理に努められたい。

なお、清掃業務委託等において、事業者から提出された業務実績報告書の様式や記載内容が契約書で定めたものと一部異なる事例も見受けられたことから、より実態に適した様式に改めるなど、適切な報告書が提出されるよう努められたい。

2　支給されている諸手当について、適切な事後確認の手続を求めるもの（合規性）

該当機関　全庁

扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当については、職員の届出内容が支給要件を満たしていることを確認して手当額を認定している。認定された手当額は、扶養親族の変化、家賃の改定、通勤手段の変更などにより変動する場合があることから、認定後においても要件を満たしているかどうか随時確認することとされている。

平成25年において、虚偽の届出により、職員が長期にわたって住居手当や通勤手当を不正に受給していた事例が発覚した。こういった事態を防止するためには、認定後の事後確認を適切に随時実施することが肝要である。

ついては、支給されている諸手当の事後確認の手続について、その趣旨を踏まえ、規定どおり実施されるよう徹底を図られたい。

＜参考＞

○扶養手当に関する規則
（事後の確認）
第7条　任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第9条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第3条第4項の規定を準用する。

○住居手当に関する規則
（事後の確認）
第7条　任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第9条の5第1項の職員としての要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

○通勤手当に関する規則
（事後の確認）
第18条　任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第11条第1項の職員としての要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

3　税外未収金の解消に向けて一層の取組を求めるもの（合規性・効率性）

該当機関　税外未収金の債権管理を行っている部局、総務部

平成24年度末時点で、税外未収金は、一般会計、特別会計、公営企業会計の合計で66億円余に上っている。

厳しい財政状況の中、税外未収金の解消は県政の課題の一つであり、平成23年12月に県が公表した「行革大綱に係る重点改革プログラム」においても「税外債権の徴収強化」が掲げられており、各部局においては、徴収強化のために、取扱要領での納入促進期間の設定や、債権回収の民間委託などを行っているところである。

また、昨年度から全庁的に債権回収の現状を自己検査する取組を始めており、回収業務が適正かつ十分に行われているかについて点検がなされている。

しかし、訪問調査や納入指導といった部局の要領等で定められている事項が、必ずしも各所属で徹底して実施されていない実態が見受けられたほか、債務者から債務を承認する書面を徴取していなかったり、借用書を紛失したりといった債権の保全自体を危うくしている事例も見受けられた。

ついては、関係各部局においては、税外未収金は県にとって重要な金銭債権であるとの認識の下に、法令、要領等の規定に基づき、回収のための取組を組織的、計画的に推進されたい。

また、「行革大綱に係る重点改革プログラム」に基づく徴収強化のための全庁的な取組を進められたい。

4　毒物及び劇物について、適正な保管・管理を求めるもの（合規性）

該当機関　毒物及び劇物を保管・管理する部局

毒物及び劇物は、適正な保管・管理を怠ると盗難、誤用による健康被害の発生といった事態が懸念されることから、業務上取り扱う者には、毒物及び劇物取締法に基づき適正な保管、表示、廃棄等が義務付けられている。

しかし、平成25監査年度の定期監査において、受払簿に記載されている劇物の数量と現物の数量が一致しない所属や施錠可能な保管庫を利用していない所属が見受けられたほか、同一職員が劇物の使用者、管理者、点検者を兼ねている所属もあった。

ついては、毒物及び劇物の保管・管理を行っている各所属においては、取得から廃棄までの各段階において、法令等の規定に基づき、毒物及び劇物の適正な保管・管理に努めるとともに、これら取扱機関を所管する部局においては、適切な指導に努められたい。

5　宿日直代務員について、採用方法の再検討を求めるもの（経済性・効率性）

該当機関　総務部、防災局、健康福祉部、農林水産部、建設部

宿日直代務員については、5部局43箇所において、閉庁時間中の電話対応や緊急時・非常時の職員への連絡、所内の巡回などの必要性から配置されている。

現在、各部局が定めている「宿日直代務員設置要綱」では、宿日直代務員の

採用は期限付きで、その期間は会計年度の範囲内であるが、翌年度に採用を更新することは妨げないものとしている。

このため、現に宿日直代務員である者が更新を希望している場合に、更新を続けた結果、高齢となるまで長期にわたり勤務している事例も見受けられる。

現に宿日直代務員である者だけでなく、新たに就業を希望する者に対しても、公平な雇用機会を提供できるよう、宿日直代務員の採用方法を検討されたい。

なお、宿日直代務員の業務を代替する方法として、機械警備、電話転送サービスなども考えられるので、業務への影響や職員の負担、コストなども勘案し、宿日直代務員の配置の必要性についても検証を実施されたい。

６　新公会計制度に基づく正確な開始貸借対照表の作成を求めるもの（合規性・有効性）

該当機関　総務部、建設部、会計局

県は、平成25年度から複式簿記・発生主義による新公会計制度を試行運用しており、12月頃までには開始貸借対照表が作成される予定である。

新公会計制度の導入目的として、アカウンタビリティ（説明責任）の充実とマネジメント（行財政運営）への活用が考えられるが、これらは資産・負債などのストック情報や減価償却費などを含めたコスト情報が明らかになることにより実現されるものであり、その前提として財務諸表の数値が信頼性のあるものでなければならない。

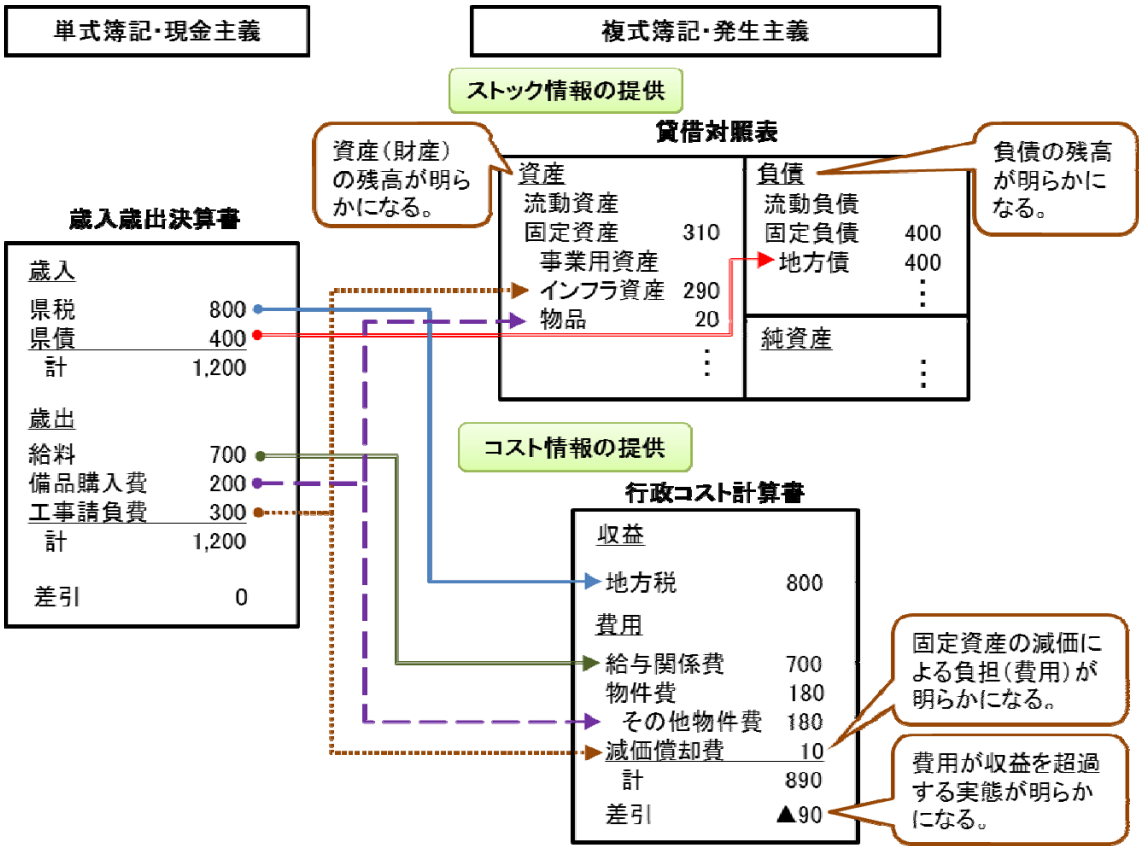
特に、開始貸借対照表については、新公会計制度導入時にのみ作成される特別な財務諸表であり、同表に記載される数値は、その後に作成される県の各種財務諸表の基礎となる重要なデータであることから、作成に当たっては細心の注意を払う必要がある。

ついては、新公会計制度を所管する会計局においては、正確な開始貸借対照表の作成に努められたい。

併せて、事業用資産やインフラ資産は資産の大半を占めるものであり、開始貸借対照表の作成や今後のマネジメントへの活用の視点からも重要性の高い資産であることから、総務部及び建設部においても、所管するシステムにより資産台帳の整備、管理が適切に行われるよう努められたい。

＜参考＞

「ストック情報」と「コスト情報」（イメージ図）



7　県立学校の私費会計について、会計処理基準の適正な運用を求めるもの（合規性）

該当機関　教育委員会

学年会計やＰＴＡ会計などの私費会計は、学校業務に深く関わっており、県費に準じた適正な管理が求められるところであるが、平成 23 年及び平成 24 年に、私費会計を扱う立場を悪用した不祥事が発覚した。また、本来県費で支出すべきものを私費で支出する事例が見受けられた。

教育委員会においては、従来から、「私費会計の会計処理基準」を制定して、私費会計の種類・内容、金銭の保管・出納の方法、校長や事務長の役割などを定めるとともに、毎年、すべての県立学校に対して私費会計の執行状況の検査を行ってきた。また、平成 25 年度からは、「私費会計の会計処理基準」を改正し、会計帳簿の点検の徹底などにより不祥事の防止を図るとともに、県費によ

るべき支出と私費によるべき支出の区分の明確化を行ったところである。

不祥事の再発防止及び県費と私費の区分の明確化を徹底するためには、まずは学校において、不適切な事務やミスを発見してこれを是正することができる体制を整えることが必要であり、特に収支等命令者として執行に責任を負う校長と、出納責任者である事務長が処理基準に定められたそれぞれの役割を的確に果たすことが重要である。このため、「私費会計の会計処理基準」に基づき、適切な事務処理が行われるよう、県立学校に対する指導・助言に努められたい。